

受験者数は26名。時間ギリギリに来られて白紙で出した方もいたと思われます。そのことと、題材の難解さもあいまって、今回は平均点が最低で、6.0点でした。

- 01  $Y_1 \cdot Y_2 \cdot Y_3$ が、Xに対し負担割合が平等の1500万円の連帯債務を負担した場合において、Xが $Y_3$ から900万円の弁済を受けて、 $Y_3$ に対して300万円の債務を免除した。判例の考え方によると、 $Y_1 \cdot Y_2$ には、~~400~~万円の連帯債務が残る。

$Y$ らの債務は、まず、 $Y_3$ の900万円の弁済によって600万円に減じています。そこから300万円を免除する効力は、判例によると、負担部分もその他も免除によって同じ割合で消滅し、その限りで、常に割合に応じた絶対的効力が生じます(大判昭15・9・21民集19巻1701頁)。そこで、 $Y_3$ に対する300万円の免除により、 $Y_3$ の負担部分は1/3の100万円減り、その限度で他の債務者にも及びます。結局、 $Y_1 \cdot Y_2$ の債務は600万円－100万円で500万円となります。400万円となるとの答えは、 $Y_3$ の負担部分から先に減るとの考え方です。

- ⑫ AはXから居住用の甲建物を月額20万円で賃借して妻 $Y_1$ ・子ども $Y_2 \cdot Y_3$ と一緒に住んでいたところ、遺言を残さず死亡した。現在は別の場所に住んでいる $Y_3$ も、特段の事情がなければ、20万円全額の支払い債務を負う。

賃料債務は、たしかに可分給付を内容としていますが、使用収益させるという賃貸人の不可分給付の対価であるため、性質上不可分となると解されています(前掲・大判大11・11・24民集1巻670頁・P1181)。そのため、 $Y$ らはいずれも20万円全額の支払い義務を負うこととなります。

- ⑬ AがBと連帯してXから300万円を借り受けたが、遺言を残さず死亡し、妻 $Y_1$ と子ども $Y_2 \cdot Y_3$ がAを相続した場合、 $Y_2$ は、XはBとの連帯債務を負うものの75万円を支払うだけでよい。

判例(最判昭34・6・19民集13巻6号757頁)は、分割債務原則を徹底して、可分給付を内容とする場合には、連帯債務者の一人が死亡し、その相続人が数人あっても、相続人らは、被相続人の債務の分割されたものを承継し、各自その承継した範囲において、本来の債務者とともに連帯債務者となる、としています。それゆえ正しい。

- 04  $Y_1 \cdot Y_2 \cdot Y_3$ が、Xに対し負担割合が平等の120万円の連帯債務を負担した場合において、 $Y_3$ がXに弁済期の到来した100万円の反対債権を有しているときは、 ~~$Y_3$ がすでに相殺の意思表示をしているか否かに関係なく、Xから支払請求を受けた $Y_1$ は、相殺を援用して、20万円を支払えば免責される。~~

$Y_3$ がすでに相殺の意思表示を行っていれば、 $Y_1$ の連帯債務は20万円に縮減していますが(436条1項)、 $Y_3$ がまだ相殺の意思表示を行っていないければ、その援用によって縮減するのは、 $Y_3$ の負担部分である40万円の限度ですから(同条2項)、 $Y_1$ は80万円を支払わなければなりません。

本問については、 $Y_3$ が相殺の意思表示を行っているか否かによって $Y_1$ の連帯債務額が異なりますが、その趣旨を明確にするためには「 $Y_3$ がすでに相殺の意思表示をしているか否かに関係なく」という部分を消している必要があります。そのため、この部分を消している答案のみ正解としました。「20万円支払えば免責される」という部分のみを消しているものが非常に多かったです。その結果、約4分の3の人が不正解でした。

05 債権の効力を満足させる事由以外で連帯債務者の1人について生じた行為が他の連帯債務者にも影響するいわゆる絶対的効力事由は、~~いずれも債権の担保力を弱める機能を有する。~~

435条以下の絶対的効力事由は、たしかに債権の担保力を弱めますが、434条の履行請求の絶対効は、履行遅滞責任の発生や消滅時効の中断効などの点で、逆に債権の担保力を強化します。

本問については、「いずれも」のみを消しているものも正解としました。判定も緩やかであるし、問題自体も超基本だったので、本問の正答率は8割以上でした。

06  $Y_1 \cdot Y_2 \cdot Y_3$ が、Xに対し負担割合が平等の120万円の連帯債務を負担していたところ、 $Y_1$ がXに「大仏」で代物弁済をした。この場合において、「大仏」が時価150万円であっても、~~90万円であっても、 $Y_1$ は、 $Y_2 \cdot Y_3$ には各40万円と利息・損害金を求償できる。~~

出捐額が負担部分の額を超えていても、他の連帯債務者が受けた利益は、債務が消滅した限度でしか生じませんので、少ない方の40万円についてしか求償はできません(442条)。他方、 $Y_1$ が時価が90万円の「大仏」で代物弁済をしたとすれば、出捐した90万円を基本としてその1/3の30万円ずつしか求償できません。「90万円であっても、」だけを抹消していても正解としますが、「 $Y_2 \cdot Y_3$ には各40万円と利息・損害金を求償できる」だけを抹消しては、150万円の「大仏」による代物弁済の場合が正しい結論であることも否定される可能性があるので不正確です。

「 $Y_2 \cdot Y_3$ には各40万円と利息・損害金を求償できる。」の部分のみを消している答案が多かったほか、本肢を正しい文章と判断している答案が多く見られました。本問も約4分の3の人が不正解でした。

07 判例によると、合有の例は、~~共同相続の~~債権・債務関係であり、総有の例は、入会団体の債権・債務関係である。

共同相続の場合は、通常の共有とされ、かつ、債権債務は当然に分割されるとするが判例の一貫した態度です(大判大11・11・24民集1巻670頁・P1181)。

約半数の人が不正解でした。

本肢を正しい文章と判断している答案が多く見られたほか、後半の「総有の例は、入会団体の債権・債務関係である。」という部分を消しているものも見られました。

08  $Y_1 \cdot Y_2 \cdot Y_3$ が、Xに対し120万円の連帯債務を負担した場合において、 $Y_3$ から負担割合は平等だと聞いたXが $Y_2$ の債務を免除した。しかし、 $Y_3$ の説明は誤りで、実際には120万円全額を内部的にはすべて $Y_2$ が負担することになっていたとすると、 ~~$Y$ らは、40万円の限度でのみ債務を免れる。~~

判例(大判明42・9・27民録15輯697頁)は、債権者が債務者間の負担部分を知らなくても437条が適用されるとしてしますので、 $Y$ らはいずれもすべて債務を免れることになりそうです( $Y_3$ が全部免責を主張することは権利濫用ないし信義則違反として認められないかもしれませんが)。学説には、債権者が負担部分の割合を知りうる場合に限るとするものも有力です。

09  $Y_1 \cdot Y_2 \cdot Y_3$ が、Xに対し負担割合が平等の120万円の連帯債務を負担した場合において、Xが $Y_1$ に請求したときも ~~$Y_1$ が債務を承認したときも、債権の消滅時効は $Y_2 \cdot Y_3$ に対して中断する。~~

434条による時効中断効は、あくまで履行請求を理由としており、債務者の債務の承認を含んでいません。

財産法の基礎 2 第25回 多数当事者の債権関係(1)

知識確認ミニテストの正誤とポイント

10 YはAから居住用の甲建物を月額20万円で賃借していたところ、Aが遺言を残さず死亡し、妻X<sub>1</sub>と成人して別の場所に住んでいる子どもX<sub>2</sub>がAを相続した。判例によれば、X<sub>2</sub>は、A死亡後遺産分割前において、~~賃料20万円をYから毎月請求することができる。~~

賃貸不動産を共同相続した場合には、相続開始後の賃料債権は分割単独債権となるとされますから（最判平17・9・8民集59巻7号1931頁・PⅢ122=PⅡ81関連判例①）、請求できるのは10万円にとどまります。

約4割の人が不正解でした。

本肢を正しい文章と判断している答案が多く見られました。